東京大学柏Ⅱ地区自家用電気工作物保安規程（令和２年３月 24 日総長裁定）

第１章　総則

（目的）

第１条　東京大学柏Ⅱ地区（以下「本構内」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号。以下「法」という。）第４２条第１項の規定に基づき、この規程を定める。

（他の法令との関係）

第２条　本構内の電気工作物の保安に関しては、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）及びその他の法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

第２章　保安業務の管理体制

（組織）

第３条　電気工作物の工事、維持及び運用に関する責任の所在を明確にし、並びに指揮命令系統及び連絡系統を明確にするため、電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務（以下「保安業務」という。）を執行する組織構成は次の各号に定めるところとする。

(1)　保安業務の運営を総括管理する者（以下「管理者」という。）は、施設を担当する理事が指名する者とする。

(2)　電気主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、法令及びこの規程に基づく保安監督の職務を的確に遂行するため、有資格者を総長が指名する。

(3)　主任技術者及び電気工作物に係る保安業務組織は、別表第１のとおりとする。

（設置者の義務）

第４条　管理者は、電気工作物に関する保安上重要な事項を決定又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求め、その意見を遵守する。

２　管理者は、法令に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定する。

３　管理者は、所管官庁が法令に基づいて行う検査には、主任技術者を立ち会わせる。

（主任技術者の義務）

第５条　主任技術者は、管理者を補佐し、法令及びこの規程を遵守し、保安業務の職務を総括する。

（従事者の義務）

第６条　保安業務に従事する者は、主任技術者が保安業務のために行う指示に従う。

（主任技術者不在時の措置）

第７条　主任技術者が病気その他やむを得ない事情によりその職務を遂行できないときは、あらかじめ主任技術者の指名する者（以下「代務者」という。）がその職務を代行し、指示された事項はこれを誠実に行う。

（主任技術者の解任）

第８条　主任技術者が次の各号いずれかに該当する場合には、解任することができる。

(1)　心身の故障のため職務の遂行に支障があり、保安の確保上不適当と認められたとき。

⑵　法令若しくはこの規程に違反し、又は職務を怠って保安上不適切と認められたとき。

第３章　保安に関する教育訓練

（保安教育）

第９条　主任技術者は、保安業務に従事する者に対し、電気工作物の保安に関し必要な知識及び技能の教育を適時に行う。

（保安訓練）

第１０条　主任技術者は、保安業務に従事する者に対し、事故その他の災害が発生したときの措置について計画的に実地指導訓練を行う。

第４章　工事の計画及び実施

（工事計画）

第１１条　管理者は、電気工作物の設置及び改造等の工事計画を立案するにあたっては、主任技術者の意見を求める。

２　主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するために、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「補修工事」という。）の年次計画を立案し、管理者の承認を求める。

３　前項の計画は、本構内の各部局と協議し、これを行う。

（工事の実施）

第１２条　主任技術者は、電気工作物の工事計画の実施にあたっては、本構内の業務活動等との調整をはかり、管理者の承認を経てこれを実施する。

２　電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を指名し、主任技術者の監督のもとにこれを施工する。

３　電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明確にし、完成した場合には主任技術者がこれを検査し、保安上支障のないことを確認して引き取る。

４　工事の実施にあたっては、その保安を確保するため、別に定める作業心得によって行う。

第５章　保守

（巡視点検及び測定）

第１３条　電気工作物の保安のための巡視点検及び測定は、別表第２に定める基準により行う。

２　主任技術者は、電気工作物の保守業務の指導及び監督を行うにあたっては、本学の業務活動等との調整をはかり、実施計画を作成し、管理者の承認を経てこれを実施する。

第１４条　巡視点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事実が判明したときは、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持する。

（事故の再発防止）

第１５条　事故その他の異常が発生したときは、必要に応じ臨時に精密検査を行い、その原因を究明し再発防止に遺漏のないよう措置する。

第６章　運転又は操作

（運転又は操作）

第１６条　電気工作物の運転又は操作の基準は、別に定める細則による。

第７章　災害対策

（防災体制）

第１７条　台風、地震、火災その他非常災害に備えて、電気工作物の保安を確保するため、別に防災計画を定める。

第１８条　主任技術者は、災害発生時に電気工作物の保安を確保するための指揮監督を行う。

２　主任技術者は、災害発生時に危険と認められるときは、直ちに当該範囲の送電を停止することができる。

第８章　記録

（記録）

第１９条　電気工作物の保安に関する記録は、次の各号に定めるとおりとし、これらの記録は３年以上保存する。

⑴　運転記録

⑵　巡視点検及び測定記録

⑶　補修工事記録

⑷　電気事故記録

２　主要電気機器の補修記録は機器の使用期間保存する。

第９章　責任の分界

（責任の分界点）

第２０条　電気事業者が設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

（需要設備の構内）

第２１条　本構内の需要設備は別図第１に示すとおりとする。

第１０章　使用前自主検査

第２２条　管理者は、法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の保安監督のもとに実施し、その工事が工事計画に従って行われたものであること及び経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認し、その結果の記録を５年間保存しなければならない。

２　管理者は、法令に基づく使用前自主検査に関して、主任技術者の指導及び監督のもとに必要な検査要員を配置し実施しなければならない。

第１１章　雑則

（危険の表示）

第２３条　特別高圧変電所その他高圧電気工作物が設置されている場所は、危険のおそれのあるところであって、人の注意を喚起するように表示を設ける。

（測定器類の整備）

第２４条　電気工作物の保安上必要とする測定器類は、常に整備し、適正に保管する。

（設計図書類の整備）

第２５条　電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書については、その原本、原図

又はそれらの写しを使用期間中整備保存する。

（手続書類等の整備）

第２６条　関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その原本、原図又はそれらの写しを使用期間中整備保存する。

（細則の制定）

第２７条　この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則で定める。

（規程等の制定及び改廃）

第２８条　この規程及び別に定める細則の制定及び改廃にあたっては、主任技術者の参画のもとに行う。

附　則

この裁定は、令和２年４月１日から実施する。

附　則

この裁定は、令和４年１月１日から実施する。

附　則

この裁定は、令和６年８月１９日から実施する。

別表第１（第３条関係）

別表第２（第１３条関係）

別図第１（第２１条関係）

別表第1（第3条関係）

東京大学（柏Ⅱ地区）電気工作物保安業務組織図

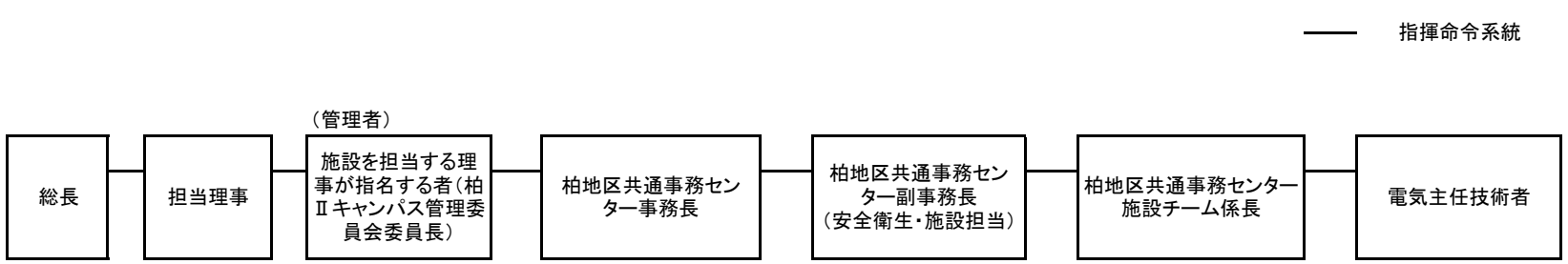

別表第2(第13条関係)

巡視点検、測定及び手入れの基準

受変電設備

項目 / 対象	日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目
GIS	1	1週間	母線及びGCBのガス圧力	1	3年または、開閉回数500回毎	GCB、DS、ESの開閉具合及び開閉具合及びインターロックの確認	1	6年	ガス漏れの確認	1	1年	接地抵抗測定
	2	1週間	機器の信号灯異常の有無	2	1年	機器開閉表示器の動作確認	2	6年	機器操作器の精密点検	2	1年	絶縁抵抗測定
	3	1週間	ガス配管異常の有無	3	1年	制御線及び接地線の接続部分点検	3	6年または、開閉回数2000回毎	GCB内部点検及び吸着剤の交換	3	6年または、開閉回数2000回毎	GCBの遮断動作時間
				4	1年	警報装置の動作確認				4	6年	制御回路の絶縁抵抗測定
				5	3年	動作機構、リンク部、配線端子部の緩み						
				6	1年	各部の損傷、腐食、過熱、変形、緩み						
受電用変圧器(電圧調整器)	1	1週間	外部点検、漏油、汚損、振動、音響、温度	1	1年	各部の損傷、腐食、発錆、汚損、ガス圧、端子の緩み				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
				3	1年	内部点検(切替接点の状態、操作機構の具合)						
母線	1	1週間	碍子類、支持物の腐食、発錆、損傷、汚損、異物付着	1	1年	接続部分、クランプ類、腐食、損傷、緩み、過熱				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、緩み						
計器用変成器	1	1週間	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常、その他必要事項	1	1年	外部の損傷、腐食、接触、発錆、緩み、変形、亀裂、汚損、ヒューズの異常、漏油				1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定
避雷器	1	1週間	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損	1	1年	外部の損傷、亀裂、緩み、汚損				1	1年	絶縁抵抗測定
				2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定
配電盤(遮断器を含む)	1	1週間	計器類、表示灯の異常	1	1年	裏面配線の塵埃、汚損、損傷、過熱、緩み、断線				1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1週間	操作切替開閉器等の異常、その他必要事項	2	1年	開閉試験、操作切替開閉器等の異常、その他必要事項				2	1年	接地抵抗測定
				3	1年	接地線接続部				3	1年	保護継電器の動作特性
										4	1年	シーケンス試験
コンデンサ、リアクトル	1	1週間	外部点検、漏油、汚損、音響、振動	1	1年	各部の損傷、腐食、変形、緩み				1	1年	絶縁抵抗測定
蓄電池	1	1週間	充電装置の動作状況	1	1年	筐体の腐食、損傷、耐酸塗料の剥離、清掃				1	6ヶ月	各電池の電圧測定
				2	1年	充電装置の動作状況、内部点検						

別表第2(第13条関係)

巡視点検、測定及び手入れの基準

配電設備

項目 / 対象	日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目
高圧配電機器(断路器、遮断器、開閉器類、変圧器、変成器、避雷器、配電用変圧器、コンデンサ、リアクトル)	1	1ヶ月	受変電設備配電盤と同じ	1	1年	受変電設備配電盤と同じ				1	1年	受変電設備配電盤と同じ
変圧塔	1	1ヶ月	外観点検、汚損、亀裂、発錆、損傷、漏水	1	1年	内部点検、汚損、亀裂、発錆、損傷、腐食、漏水				1	1年	絶縁抵抗測定
	2	1ヶ月	標識・施錠の状況	2	1年	器具電線の取付状態				2	1年	接地抵抗測定
	3	1ヶ月	周囲の状況	3	1年	接地線接続部						
ケーブル	1	1ヶ月	屋内部分のヘッド接続箱・分岐箱等接続部の過熱、損傷、腐食及びコンパウンド、漏油	1	1年	ケーブル腐食、亀裂、損傷				1	1年	絶縁抵抗測定
	2	不定期	布設部の無断掘削									
	3	不定期	標識他物との離隔距離									

負荷設備

項目 / 対象	日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目
電動機・その他回転機	1	1日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況等について注意	1	1年	音響、振動、温度、各部の汚損、緩み、損傷、伝達装置の異常				1	2年	絶縁抵抗測定
										2	2年	接地抵抗測定
照明設備	1	都度	使用者が温度・異音等に注意	1	1年	汚損、損傷、音響、温度、コンパウンド、漏れ				1	2年	絶縁抵抗測定
配線	1	都度	開閉器の点検、湿気、塵埃等に注意	1	都度	開閉器器具等の接続				1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定

非常用予備発電設備

項目 / 対象	日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目
発電機関係	1	1ヶ月	音響、回転、過熱、異臭、給油状況等	1	1年	音響、振動、温度、各部の汚損、緩み、損傷、伝達装置の異常				1	1年	絶縁抵抗測定
										2	1年	接地抵抗測定
										3	1年	継電器試験

太陽光発電設備

項目 / 対象	日常巡視点検手入			定期点検手入			精密点検手入			測定		
	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	点検箇所ねらい	No	周期	測定項目
太陽電池	1	6ヶ月	汚損、損傷、発錆、亀裂、緩み	1	1年	汚損、損傷、発錆、亀裂、緩み				1	1年	絶縁抵抗測定
パワーコンディショナー	1	6ヶ月	汚損、損傷、過熱	1	1年	汚損、損傷、腐食、過熱、緩み、設定値、操作表示等				1	1年	接地抵抗測定
										2	1年	継電器試験
電路	1	6ヶ月	損傷、緩み							1	1年	接地抵抗測定

別図第１（第２１条関係）

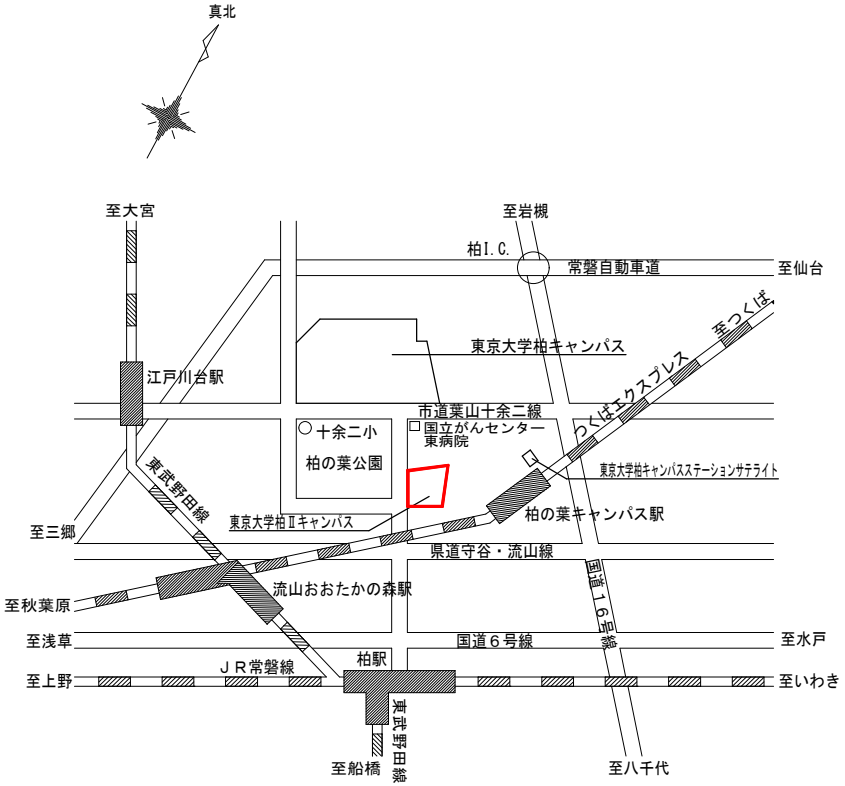

案内図　non scale

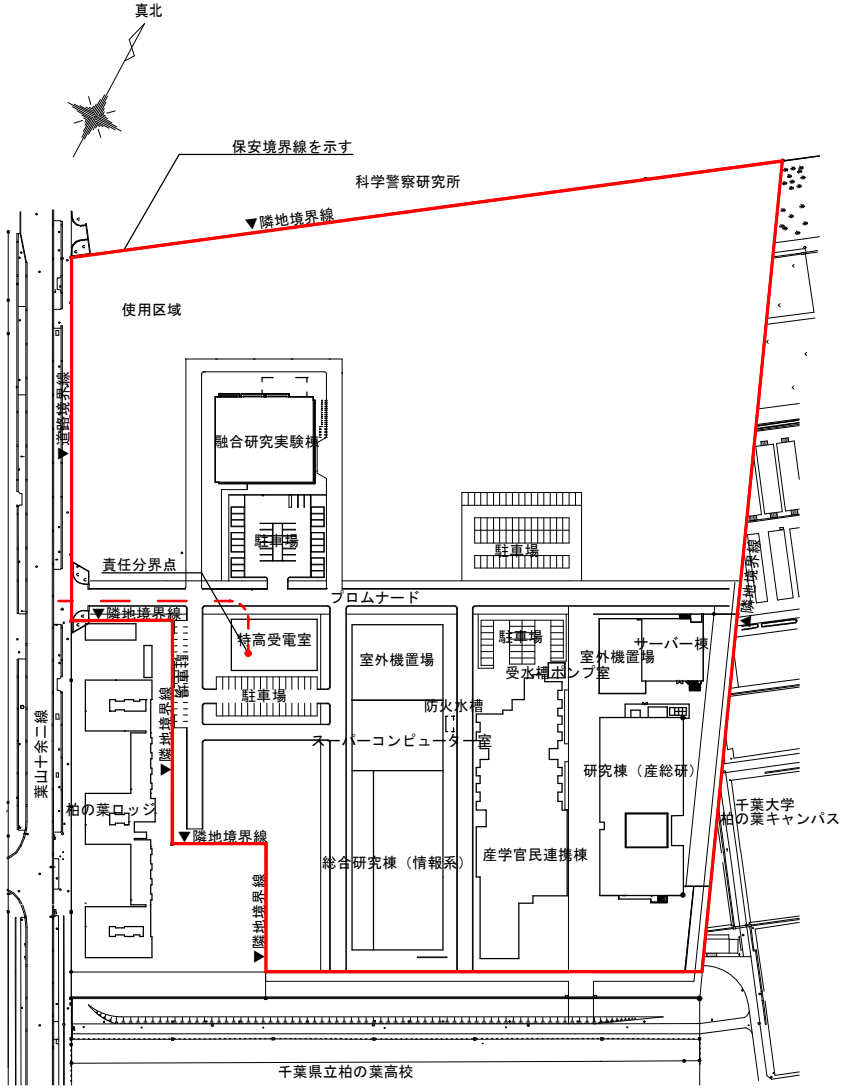

配置図　1/3000